

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	地方税の徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

清須市は、地方税の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

清須市長

公表日

令和8年2月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の徴収に関する事務
②事務の概要	地方税法(昭和25年法律第226号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 【滞納整理業務】 - 市税(個人市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税)の滞納者に対する納税催告(督促状や催告書の送付、電話、自宅への訪問など) - 滞納者に対する実態調査及び財産調査 - 財産の差押え - 徴収猶予、換価の猶予、執行停止、不納欠損などの滞納整理事務 【還付・充当事務】 - 市税の収納事務 - 市税の過誤納金にかかる還付・充当事務 - 情報提供ネットワークシステムにより取得した公金受取口座への還付金振込事務
③システムの名称	1. 収納管理システム 2. 滞納管理システム 3. 番号連携サーバー(団体内統合宛名システム) 4. 中間サーバー 5. 住登外者宛名番号管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 滞納情報ファイル 2. 収納情報ファイル 3. 公金受取口座情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報照会) ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表48の項及び第50条(公的給付支給等口座登録簿に関する情報提供の要求の根拠) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部収納課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	清須市 総務部 総務課 452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地 問い合わせ先電話番号 052-400-2911
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	清須市 総務部 収納課 452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地 問い合わせ先電話番号 052-400-2911
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・税等還付金の振り込みのため公金受取口座を住基ネット照会する場合は、4情報または住所を含む3情報による照会を原則とする。 ・照会を行う際は、複数人での確認を行い、上長の最終的をもらうこと。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報セキュリティポリシーを遵守している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	収納課長 石塚 美博	収納課長 三輪 好邦	事後	部署異動に伴うもの
平成30年5月21日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	収納課長 三輪 好邦	収納課長	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴うもの
平成31年1月1日	IVリスク対策		IVリスク対策を追加	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴うもの
令和2年6月30日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	平成27年4月1日	令和2年4月1日	事後	見直し
令和2年6月30日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	平成27年4月1日	令和2年4月1日	事後	見直し
令和2年6月30日	I 関連情報 7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	清須市 総務部 防災行政課	清須市 総務部 総務課	事後	部署再編成
令和7年3月21日	I 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき、個人市・県民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税に対し、それぞれの税目別・納期限別の徴収を行う。 ・本事務における特定個人ファイルは、以下の事務に使用している。 ①納期限が過ぎて未納額のある納税者に対し、督促状を送付する。 ②督促状の送付後10日以内に納付が無い場合、滞納処分をする。	地方税法(昭和25年法律第226号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 【滞納整理業務】 1 市税(個人市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税)の滞納者に対し て、督促状や催告書の送付・電話・自宅への訪問などによる納税催告を行う。 2 実態調査や財産調査を実施し、滞納者の財産にかかる差押えを行う。 3 徴収猶予、換価の猶予、執行停止、不納欠損などの滞納整理事務を行う。 【還付・充当事務】 1 市税の収納事務を行う。 2 市税の過誤納金にかかる還付・充当事務を行う。 3 情報提供ネットワークシステムにより公金受取口座情報を照会し、取得した口座へ還付金を振り込む。	事後	見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月21日	I 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	滞納管理システム 収納管理システム	1. 収納管理システム 2. 滞納管理システム 3. 番号連携サーバー（団体内統合宛名システム） 4. 中間サーバー	事後	見直し
令和7年3月21日	I 2.特定個人情報ファイル名	滞納情報ファイル 収納情報ファイル	1. 滞納情報ファイル 2. 収納情報ファイル 3. 公金受取口座情報ファイル	事後	見直し
令和7年3月21日	I 3.個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一の16の項 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用に関する法律別表第一の主務省 令で定める事務を定める命令（平成26年内閣 府・総務省令第5号）第16条	・番号法第9条第1項、別表24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表の主務省 令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・ 総務省令第5号）第16条	事後	見直し
令和7年3月21日	I 4.情報提供ネットワークシステムに よる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第9条第7号（特定個人情報の提供の制 限） 【情報照会の根拠】 番号法別表第二の82の項 【情報提供の根拠】 番号法別表第二の83の項	（情報照会） ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律第19条第8号に 基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 （令和6年デジタル庁・総務省令9号）第2条の表 48の項及び第50条 （公的給付支給等口座登録簿に関する情報提 供の要求の根拠） ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施の ための預貯金口座の登録等に関する法律第9 条	事後	見直し
令和7年3月21日	I 5.評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	収納課長	課長	事後	見直し
令和7年3月21日	II 1.対象人数	令和2年4月1日	令和6年8月1日	事後	見直し
令和7年3月21日	II 1.取扱者数	令和2年4月1日	令和6年8月1日	事後	見直し
令和7年3月21日	IV6.情報提供ネットワークス テムとの接続	【 】接続しない(入手)	【○】接続しない(入手)	事後	見直し
令和7年3月21日	IV8.人手を介在させる作業 11. 最も優先度が高いと考えられ る対策		項目追加	事後	特定個人情報保護評価指針 の改正に伴うもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月24日	I 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 収納管理システム 2. 滞納管理システム 3. 番号連携サーバー(団体内統合宛名システム) 4. 中間サーバー	1. 収納管理システム 2. 滞納管理システム 3. 番号連携サーバー(団体内統合宛名システム) 4. 中間サーバー 5. 住登外者宛名番号管理システム	事前	システム標準化によるもの